**旅館業を営業しようとする皆さんへ**

旅館業を経営するに当たっては、**保健所長の許可**を受けなければなりません。また、建築基準法及び

消防法令に適合していなければなりません。

１　手続きについて

(1) 事前相談 工事終了後に修正する箇所がないよう、事前に相談して下さい。

また、開業までの日程の打ち合わせ及び提出書類の説明を行います。

なお、相談の際は施設の平面図等をお持ち下さい。

(2) 許可申請 工事終了又は開業予定日の１０日前を目処に申請して下さい。

(3) 検　査 施設が基準に適合しているかどうか、保健所職員が現地検査を行います。

その際、施設は開業時と同じ状態にしてください。

(4) 許可指令書交付 検査が終了し、法令上問題がなければ許可指令書を交付します。

交付までには２～３日（閉庁日を除く）かかります。

(5) 開　　業 許可指令書を受け取った日から営業できます。

２　旅館業とは

　　「旅館業」の種類、営業形態は次の表のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 | 営業形態 |
| ホテル・旅館営業 | 施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外の施設 |
| 簡易宿所営業 | 宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設 |
| 下宿営業 | 一箇月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる施設 |

※　既に、ホテル・旅館営業、または簡易宿所営業の許可を受けた者が、その施設で

下宿営業を行う場合は、改めて許可を受ける必要はありません。

３　許可の要件について

　　次の項目に該当する場合は許可されないことがあります。

(1) 施設の構造設備が基準に適合していない場合。

(2) 施設の設置場所が公衆衛生上不適当な場合。

(3) 申請者が旅館業法に違反し、刑に処せられている場合。

(4) 周囲おおむね１００メートルの区域内に、学校や児童福祉施設等があり、その施設環境が

　　 著しく害されるおそれがある場合。

４　営業施設の構造設備基準等について

　　営業者は、施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を

講じなければなりません。　その基準については、別紙のとおりです。

５　水質検査について

　　営業施設内で使用する水が地下水の場合又は貯水槽を設置している場合は、事前に水質検査を

受けて、飲用に適しているかを確認してください。

６　許可申請について

　　申請するに当たって必要なものは、次のとおりです。

□　(1) **旅館業営業許可申請書**

□　(2) **申請者の印鑑**

□　(3) **申請手数料**　　　　(北海道収入証紙を申請書に貼付し、消印すること)

ホテル・旅館営業　　２４,９００円

簡易宿所営業　　　　２１,１００円

下宿営業　　　　　　　２１,１００円

　　　　　※申請手数料は、改定されることがあります。

(4) 添付書類

□　ア **定款又は寄附行為の写し**（申請者が法人の場合）

　　　　　　（「原本を謄写したものに相違ありません。」と付記し、謄写年月日、法人の名称及び

代表者氏名を記載し、代表者印を押すこと。）

□　イ **周辺１００メートルの見取図**　（周辺の建築物、縮尺を記載すること。）

□　ウ **配置図**　（施設及び附属する工作物）

□　エ **各階平面図** （構造設備を詳細に記載すること。）

□ オ **立面図**　（施設及び附属する工作物）

□　カ **玄関帳場の詳細図**

（正面から見た図、受付台の寸法、標識の掲示場所、かぎ保管庫の位置を示すこと。）

□　キ **検査済証の写し**（建築基準法第７条第５項に規定）

　　　 （※既存施設にあっては、建築部局から当該施設に関する検査済証明書の交付を受けて

その写しを提出してください。）

□　ク **消防法令の適合通知書の写し**

（最寄りの消防署に連絡の上、検査を受けて下さい。）

　 なお、下宿営業の許可申請については、オ及びカの図面を添付する必要はありません。

□　**ケ 水質検査結果の写し**（水道水以外を使用する場合）

　　　　連絡先： 北海道釧路保健所

生活衛生課環境衛生係

℡(０１５４)６５-５８２８